

取組 地方分権改革等に向けた取組

1 地方分権改革に向けた具体的な取組の推進

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲及びひも付き補助金の一括交付金化については、今後3年間で大きな進展が見込まれることから、国の動向を踏まえつつ、自主的・自立的な行財政運営の推進に向けた具体的な取組を推進していきます。

また、地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理の特例（都道府県知事と市町村長の協議に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県の条例に定めるところにより市町村が処理することができる制度）を活用して、県市間の権限移譲を推進していきます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大への対応	<p>施設・公物設置管理の基準に関する条例の制定等について、関係法令の公布・施行時期、内容等を見据え、適切かつ迅速に実施します。また、国等の関与の見直しによる事務処理方法や計画策定業務の変更等について、適切に対応します。</p> <p>[地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・公物設置管理の基準に関する条例の制定等（7項目） ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ・障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 ・公営住宅の整備基準 ・道路構造に関する基準 など <p>国等の関与の見直しによる事務処理方法や計画策定業務の変更等（20項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例を制定し又は改廃したときの県知事への報告義務の廃止 ・市の基本構想の策定義務の廃止 など <p>[地域主権戦略大綱]</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・公物設置管理の基準に関する条例の制定等（26項目） ・指定居宅サービス等に従事する従業者の員数等に関する基準 ・指定障害福祉サービスに従事する従業者等に関する基準 ・都市公園の設置基準 ・図書館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準 など <p>国等の関与の見直しによる事務処理方法や計画策定業務の変更等（141項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事及び特定市町村の長の当該特定市町村区域における計量法に基づく事務の執行に係る協議の廃止 ・市町村が農業振興地域整備計画を策定する場合における案の縦覧の期間に係る規定の例示化 など

取組事項	取組の概要・方向性
基礎自治体への権限移譲への対応	<p>基礎自治体への権限移譲について、関係法令の公布・施行時期、内容等を見据え、条例の制定や事務事業の円滑な実施に向けての体制整備等を適切かつ迅速に実施します。</p> <p>[地域主権戦略大綱] (27 項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令 ・有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令 ・指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等 ・指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等 ・区域区分に関する都市計画の決定 など
ひも付き補助金の一括交付金化への対応	<p>ひも付き補助金の一括交付金化について、関係法令の公布・施行時期、内容等を見据え、事務事業の円滑な実施に向けての体制整備等を適切に実施します。</p>
県市間の事務権限の移譲の推進	<p>法令改正に基づき移譲される事務権限と密接に関連する県の事務権限等について、市民サービスの向上や効率的な事務執行等の視点を総合的に勘案し、県市間の事務権限の移譲を推進します。</p>

2 国の制度見直し等に向けた提案

本市が、高い自由度のもとで自主的・自立的な行財政運営を行っていくためには、地方分権改革のさらなる推進が必要であることから、2012（平成24）年度の「地域主権推進大綱（仮称）」の策定等を見据え、義務付け・枠付けの原則廃止と条例制定権の拡大、包括的な権限移譲などが進められるよう、また、国と地方の役割分担に見合った税の配分など、真の分権型社会にふさわしい税財政制度が構築されるよう、必要な制度の実現・見直しについて、国等に積極的に提案していきます。

また、生活保護制度や介護保険制度など、社会保障に関するものをはじめとするさまざまな国の制度についても、市民の利便性向上と制度の安定的運営が実現するよう、あらゆる機会を通じて、必要な見直しを国等に積極的に提案していきます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
<p>真の分権型社会の実現に向けた提案</p>	<p>真の分権型社会の実現に向けた制度の構築・見直しについて、国等に積極的に提案していきます。</p> <p>新たな大都市制度の創設 「基礎自治体優先の原則」に基づく包括的な事務権限の移譲 義務付け・枠付け、関与の原則廃止 真の分権型社会にふさわしい税財政制度の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・地方間の税源配分の是正 ・大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化 ・事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設 ・国庫補助負担金の改革 ・国直轄事業負担金の廃止 ・地方交付税の改革 など
<p>国の制度に関する提案</p>	<p>さまざまな国の制度について、必要な見直しを国等に積極的に提案していきます。</p> <p>生活保護制度の抜本改革 国民健康保険財政の確立 介護保険制度の円滑な実施 障害者自立支援法等の見直し 後期高齢者医療制度の見直し リサイクル制度の改善 アスベスト対策の推進 など</p>